



横断歩道利用者 **ファースト運動** 実施!



横断歩道利用者ファースト運動とは…

滋賀県で実施中!

ドライバーと歩行者が互いに交通ルールを守るとともに、ドライバーは「横断歩道は歩行者優先」の原則に基づき、双方が横断歩道上での交通事故防止に向けた、



コミュニケーション



(「横断歩道を渡る意思」「道を譲る意思表示」)

を取り合うことで、信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止を図るものです。

～ドライバーのみなさんへ～

- 横断歩道は**歩行者優先**です。横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

横断歩道の指示標示及び指示標識



～歩行者のみなさんへ～

- 道路を渡ろうとするときは、「止まる・見る・待つ」の安全確認をしっかりとしましょう。
- 手をあげる・車の運転者の方を見るなど、「私渡ります」といった意思表示を心がけましょう。

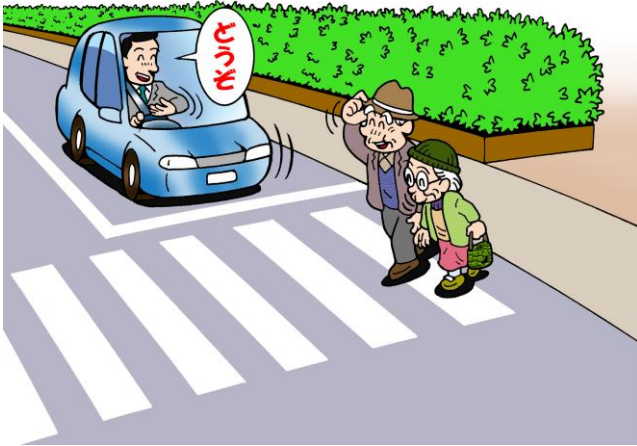
「止まる・見る・待つ」の実践!

- 止まる・・・道路を横断する時や交差点では必ず止まる
- 見る・・・道路を横断する前に車が来ないか左右の安全確認をする
- 待つ・・・近づいてくる車があれば、通りすぎるまで待つ





ドライバーと歩行者がお互いに「思いやる・譲り合う」気持ちが必要です！



横断歩道等における歩行者等の優先

ドライバーは、横断歩道等により進路前方を横断中または横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

【罰則】

3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失犯は、10万円以下の罰金）
反則金：普通車（軽四車含む）9,000円 違反点：2点

令和4年度滋賀県交通安全スローガン

横断歩道 譲ってくれた 滋賀ナンバー

春の全国交通安全運動実施中！

令和4年4月6日(水)~4月15日(金)

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)



4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



留守番ボタンを

ポチっ^んと作戦

特殊詐欺被害の“予防”として効果がある留守番電話設定の取組を広め
特殊詐欺に対する“防犯力”を向上してもらう対策です。

少しでも不審な電話があれば警察・家族に相談！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp